

兵庫県市川町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和6年10月30日現在における兵庫県神崎郡市川町の行政区域とする。概ねの面積は82,670ヘクタールである。

本区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき兵庫県立自然公園条例に規定する自然公園区域（笠形山千ヶ峰県立自然公園地域）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区（県指定鳥獣保護区）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査において環境省が選定した特定植物群落、兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観を含むものであるため「8 環境の保全その他地域掲載牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のための配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定にする原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区は、本区域内には存在しない。

【市川町位置図】



促進区域図：市川町全域



本促進区域には下表で○を記載した区域が含まれており、-を記載した区域は含まれない。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域	-
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	-
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	-
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	-
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	-
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	-
シギ・チドリ類渡来湿地	-
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

市川町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、北は神河町、東は多可町、加西市、南は福崎町、西は福崎町、夢前町と接している。東西 13km、南北 10km、総面積 82.67km²を有し、面積の大部分を山林が占めており、可住地面積は 19.97 km²で総面積の 24.2%となっている。

周囲を山々に囲まれ、町の中央を二級河川の市川が南流し、甲良川、振古川、尾市川、小畑川、岡部川などの支流が合流している。

町の東部には、笠形山・千ヶ峰県立自然公園があり、麓にある地下 1,508mより湧出する天然温泉の「せせらぎの湯」は多くの観光客で賑わっている。この地域では有機農業が盛んで、多くの若手就農者が移住してきており、地域住民と協議会を設置して有機農法による農業と収穫した野菜のPRしている。また、自然体験施設の「リフレッシュパーク市川」では、7月から8月は、自然のコナラ林をネットで囲いかぶとむしを放し飼いにし触れ合える「かぶとむしどーむ」、キャンプ場、コテージがあり、夏場は多くの観光客でにぎわっている。その他、宿泊や囲炉裏焼きが楽しめる施設も併設しており、豊かな自然に親しめる施設で都市住民との交流施設となっている。

気候は温暖で、最高気温は 37.9℃、最低気温は-4.8℃となっているが、年間平均気温は 15.4℃、年間降水量は 1,808.5mm、日照時間は 1,878.3 時間で、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかである。

市川町の気象概況（気象庁：福崎地域気象観測所）

年度	気温			最高 30℃ 以上日数 (日)	最低 0℃ 未満日数 (日)	風速 (平均) (m/s)	降水量 (合計) (mm)	日照時間 (h)
	平均 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)					
H27	15.4	37.9	- 4.8	54	43	1.1	1,808.5	1,878.3
H28	15.8	37.6	- 5.5	71	54	1.1	1,777.5	1,906.9
H29	14.8	36.0	- 4.0	70	62	1.1	1,480.0	2,044.2
H30	15.5	38.8	- 6.3	71	56	1.1	1,675.0	2,071.3
R1	14.8	38.0	- 3.3	73	35	1.1	1,225.5	1,981.4
R2	15.7	38.3	- 4.0	65	30	1.1	1,300.0	2,012.6
R3	15.6	38.2	- 7.1	75	40	1.2	1,542.0	1,695.8
R4	15.6	38.2	- 5.3	92	70	1.1	1,111.5	2,103.7

【インフラの整備状況】

町の中央部を南北に国道 312 号、山陽自動車道と中国自動車道への連絡道路となる播但連絡道路の交通網が整備されている。鉄道においては、姫路から豊岡までをつなぐ JR 播但線を利用すれば姫路市まで 30 分、京阪神地域まで約 1 時間 30 分～2 時間という交通アクセスに優れた立地である。令和 4 年度の輸送人員は約 30 万人である。また、現在、主要地方道西脇八千代市川線については、道路拡幅、歩道設置など安全な交通確保のための整備が進められている。

バス交通については、市川町と神河町を繋ぐコミュニティバスと町内各地域と町内の商業施設を繋ぐ買い物バス、町内と福崎町を運行するデマンド型のコミュニティバスがあり、高齢者等の移動手段を確保している。

(市川町の道路状況)



【産業構造】

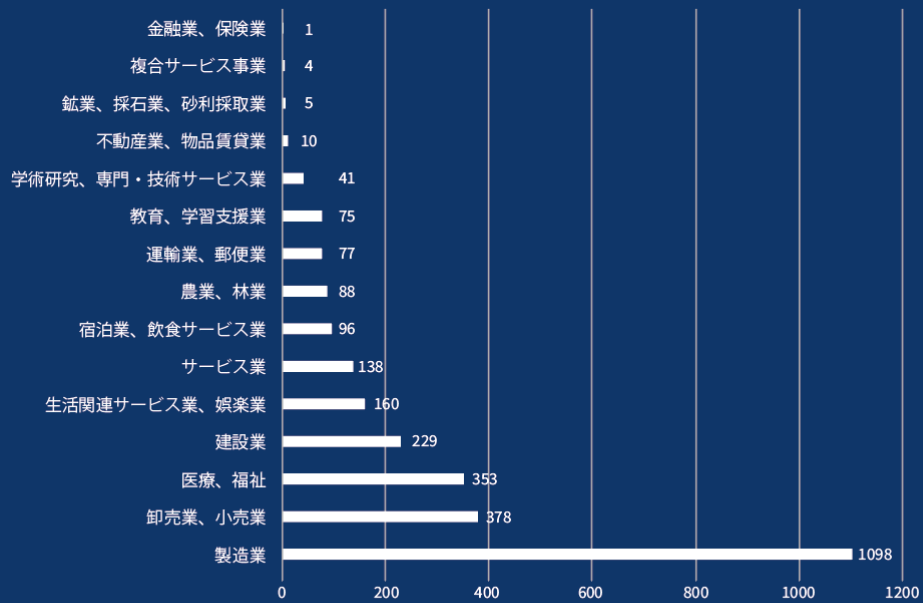
市川町は、昭和5年頃に日本で初めてゴルフアイアンのヘッドを作ったまちとして知られており、昭和40年頃には全国のゴルフアイアンヘッドの約7割を市川町含め姫路地域で生産していたため、地場産業として定着した。ゴルフアイアンヘッドを成型する「鍛造」や「研磨」「メッキ加工」「組み立て」などゴルフアイアン製造に携わる町内の事業者も当時は20社を超えていたが、現在は15社程度になっている。また、大手メーカーのOEMが主であったが、今は各社とも自らのオリジナルブランドを立ち上げ、プロへ供給することで知名度も上がり、地クラブメーカーとしての地位を確立している。

令和2年国勢調査では、一次産業に従事する者の割合は3.5%であり、そのうち農業が96%以上と大半を占めている。本町の北東部の上牛尾地域では、有機農業が盛んで、有機農業をするために若手就農者が多く移住してきているため、農業従事者は5年前と比較して横ばいの状況である。二次産業に従事する者の割合は、39.5%であり、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業が中心となっている。これらの産業が当町の産業を牽引しており付加価値の高いものづくりが行われている。三次産業に従事する者の割合は56.9%であり、卸売・小売業、医療・福祉業がその中心となっている。

産業構成割合

2021年
従業者数

市川町： 2,753人

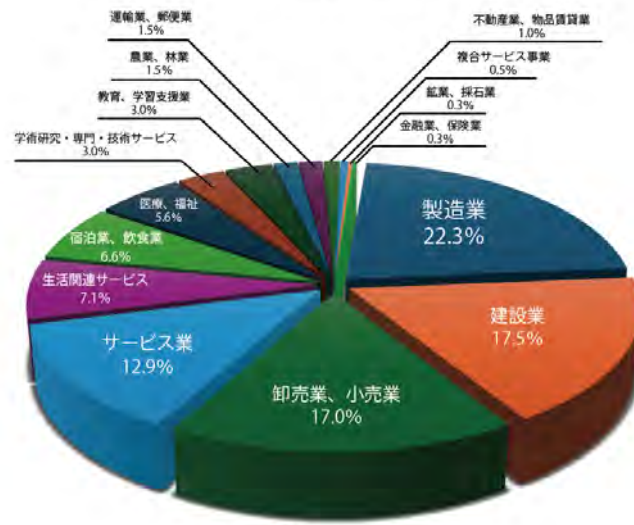


RESAS 地域経済分析システム

産業構成割合

2021年
企業数

市川町： 395社



RESAS 地域経済分析システム

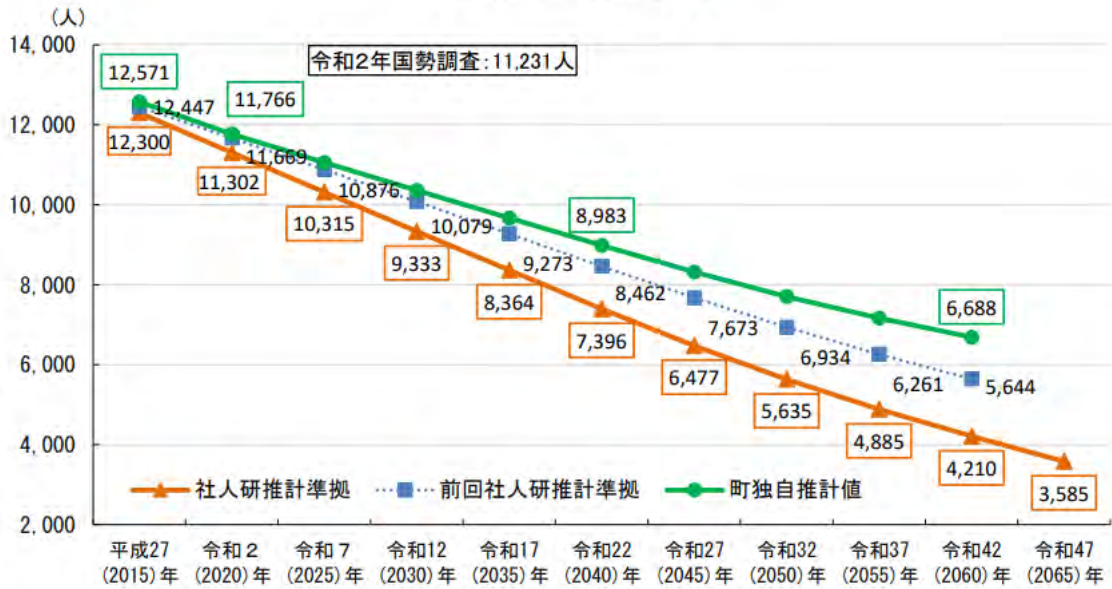
【人口分布の状況等】

市川町の人口は、令和2年国勢調査において11,231人、世帯数は4,324世帯であり、5年前と比較していずれも減少している。全国的に人口減少が進んでおり、本町でも少子高齢化により人口が減少している中で、本町では、高校3年生までの医療費の無償化、若者が住宅取得をした場合の奨励金など子育て世代への支援を充実させている。このように子育て世代支援の施策により移住定住の促進を図ることで、人口減少をできるだけ留めることがまちづくりにとって必要であり、その手段として雇用促進のための企業立地は重要な施策となっている。

市川町の人口（令和2年国勢調査）

人口（人）			世帯数 （世帯）	年齢別人口（人）			産業別就業人口（人）		
総数	男	女		構成比（%）			構成比（%）		
			総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	一次産業	二次産業	三次産業
11,231	5,482	5,749	4,324	1,125	5,908	4,198	198	2,211	3,184
				10.0	52.6	37.4	3.5	39.5	56.9

【市川町推計人口】



(市川町人口ビジョン 令和5年1月)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

市川町の町内総生産(令和5年兵庫県「市区町別主要統計指標」)では、第一次産業が、1.3%、第二次産業が43.6%、第三次産業が54.2%となっている。

第一次産業は、二級河川市川周辺、その支流の周辺で形成される田園地帯で、豊かな自然と土壌、水に恵まれているため、水稻や有機栽培による農業が盛んである。農業以外では、肉用牛、養鶏などの畜産事業所もあり、それらを活用した加工品なども開発されており、地域の飲食店などで消費される他、ふるさと納税の返礼品としても全国へ届けている。

第二次産業においては、RESAS(集計年2021年)の全産業の付加価値額10,085百万円のうち、製造業が4,746百万円で、全体の47.1%を占めている。

第三次産業の卸売業、小売業が1,214百万円の12.0%となっており、近年、インターネットを介して商品を購入するEC市場が拡大したことによるものと考えられる。

町内でも、EC事業者の物流倉庫の建設が増加している。

これは、中国自動車道に直結する播但連絡道路など交通網が整備されており、京阪神地域からのアクセスが良いことが考えられる。これらの物流事業は産業交流のパイプとして重要であり、これらの産業を発展させるにはヒト、モノの流れが必要である。市川町は播但連絡道路や国道が縦断しているため、今後も、この地の利を生かして、物流倉庫事業だけでなく製造業などの企業誘致を積極的に進めて地域産業の活性化や地場企業への波及効果を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり5,284万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサスー活動調査))の付加価値を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、1.29倍の波及効果(令和2年兵庫県産業連関表)を与え、約2億449万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

【経済効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	2億449万円	—

(算定根拠)

5,284万円×3件×1.29≒20,449万円

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	—	3件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性およびその活用戦略に沿った事業であること

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,284万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（令和3年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で7.0%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2.0%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2.0%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域】

市川町大字上田中字フロヤ（ふるや）、字藪ノ下（やぶのした）、字五反田（ごたんだ）
字岸ノ上（きしのうえ）、字宮ノ下（みやのした）
市川町大字保喜字塚元（つかもと）

【概況】

概ねの面積は10ヘクタールの農地であり、農用地区域に設定されている。本区域は都市計画区域外である。

本区域は、主要地方道西脇八千代市川線（県道34号）に接し、播但連絡道路市川南ICから、約1.2kmの位置にあり、交通の利便性は良好である。本区域の1km以内には、製造業（金属製品製造業、自動車用部品製造業）2社とEC事業所があり、工場が立地している区域である。道路や上水道のインフラも整備されていることから工場立地も容易であり、地域経済牽引事業を促進する区域として適切である。

本区域は農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

なお、設定される区域については、第1種農地を含んでいるが、市川町土地利用計画では、都市的土地利用を促進する地域として「産業構想拠点」に位置付け、定住人口の拡大を図るため、企業誘致等による産業地の形成や新たな住環境の整備を図る区域としている。

農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）では、本区域を将来にわたって守る農地として位置づけていない。

さらに、兵庫県農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）では、「姫路市への通勤者の住宅需要の増加などにより宅地開発が進み、都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。」と記載されている。

市川農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、「本町の中心地から姫路市へは約 24km 離れた位置にあるが、兼業率が高い一方、農家一戸当たり平均耕地面積も 54.2a と少ないため、農家所得に占める農業所得の割合は極めて低く大部分を農外所得に依存している。このため、若壮年者のほとんどが姫路市をはじめ他町に通勤している。また本町の遠隔地からの通勤は最も困難な状況であり、このような状況を踏まえ過疎からの脱却のためにも、既存企業の育成と、優良企業誘致によって兼業従事者の安定的な就業の促進と、若年労働者の流出を防ぎ、また農業生産基盤の整備を進めるとともに、観光農林業の推進によって農業従事者が農業活動を十分に行いながら生活の安定を図ることができるように努める。」と記載されている。

本区域は市川町土地利用計画において産業構想拠点に位置付けられており、町全体の将来ビジョンに基づき農地と他の土地利用との整序化を図ることは、土地利用計画及び基本方針と整合性があるといえる。

（２）区域設定の理由

市川町には、工業団地が 4 か所存在するが、いずれも全区画が分譲済みであり、工業団地周辺はほ場整備された農地であるため、既存工業団地の拡充は困難である。

一方、町内の他の農用地区域外の地域には住宅等が密集しており、宅地化された遊休地等も含め、工場立地に適した未利用地は存在しない。

本区域は、農用地区域であるが、圃場整備されていない農地で今後も圃場整備の予定がない。このような圃場整備されていない農地は、農業生産効率が悪いいため、担い手がおらず、営農活動を継続できない状況である。

町内の農用地区域内農用地は、ほ場整備された農地又は整備を予定している区域であることから、事業規模に見合う用地の確保及び産業用地としての利用は困難である。

また、本区域に隣接する企業が事業拡大に伴い、物流倉庫等の付随施設の建設を予定しており、事業の効率化のため、既存事業所に隣接する用地を強く希望している。

本区域の北東に位置する上瀬加工業団地は、播但連絡道路市川南 IC から 5 km 以内に位置し、物流の安全性、安定性が高いほか、近隣には民家がなく住環境を損なう恐れもないことから良好な環境下において、製造業（金属製品製造業、金属加工業、産業用換気装置製造業）3 社と物流倉庫が立地する町内経済を支える主要な工業団地となっている。

この工業団地の近傍に重点促進区域を設定することは、企業集積による物流コストの低減や物流の安全性及び速達性の向上が図られ、農業従事者の安定した就職の場をさらに確保することができ、本町における稼ぐ力の好循環が生まれることが期待できる。以上のことから、本区域を重点促進区域に設定する。ただし、宅地については重点促進区域の対象から除外する。

なお、地域未来投資促進法に基づく農用地区域からの除外及び農地転用を前提とするため、関係行政機関との調整や関係計画との整合及び近隣住民の理解を図る。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用した流通関連分野
- ②市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用したものづくり分野
- ③市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用した EC 事業分野

(2) 選定の理由

- ①市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用した流通関連分野

市川町は、江戸時代には、市川を渡る渡し船が設けられていたことから宿場町として栄えており、古くから交通の盛んな土地であった。明治9年には、生野銀山の銀の輸送経路として、生野銀山と播磨の姫路港を結ぶ、日本発の高速産業道路「銀の馬車道」が造られ、明治27年には、市川町出身の実業家であり政治家の内藤利八氏の尽力によって、播但鉄道が開通し、輸送、旅客運搬に大きな役割を果たした。以降、町の中央を国道312号やJR播但線の整備により南北の交通アクセスが充実し、中国自動車道、山陽自動車道に直結する高規格道路の播但連絡道路が、舞鶴若狭自動車道へと繋がる北近畿豊岡自動車道との連絡により、北陸自動車道までの広域なアクセスが実現した。これらの交通インフラの整備により、市川町は近畿圏から中国地方までのほぼ中央に位置する地理的条件から流通関連分野の拠点となり得る条件にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査による交通量では、国道312号の市川町の中心部の西川辺では13,945台/日、市川町と神河町の境界地点では9,599台/日、播但連絡道路市川北ランプ地点では11,552台/日の交通量からも生活や産業で多く利用されている。RESAS(令和3年)の分析では、市川町における従業員数が最も多いのが製造業の1,098人(39.8%)となっているが、令和4年に物流倉庫、令和5年にEC事業を展開する企業の自社物流倉庫の操業を開始するなど、立地条件、交通インフラを活かした、今後の成長産業のひとつになると考える。

このような交通インフラが整った立地条件を活かして企業誘致を推進することを、土地利用の観点からも推進しており、利活用できる土地情報の収集や情報発信、また進出意向のある企業や不動産事業者からの問い合わせ対応をしており、近年、この交通アクセスの良さを目的とした物流関連企業からの問い合わせが増えている。今後も、物流業の需要は高まることから、この交通インフラを活用した流通関連分野の誘致を図っていく。

- ②市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用したものづくり分野

市川町の産業別での従業者数は(RESAS(2021年))、製造業が1,098人(39.9%)で、市川町では最も従業者数の多い産業となっている。その中でも、輸送用機械器具製造業が324

人（29.5%）、金属製品製造業が 201 人（18.3%）、生産用機械器具製造業が 102 人（9.3%）で、自動車や船舶等といった日本を代表するメーカーに対して、素材や部品を供給する BtoB の企業が多く立地している。

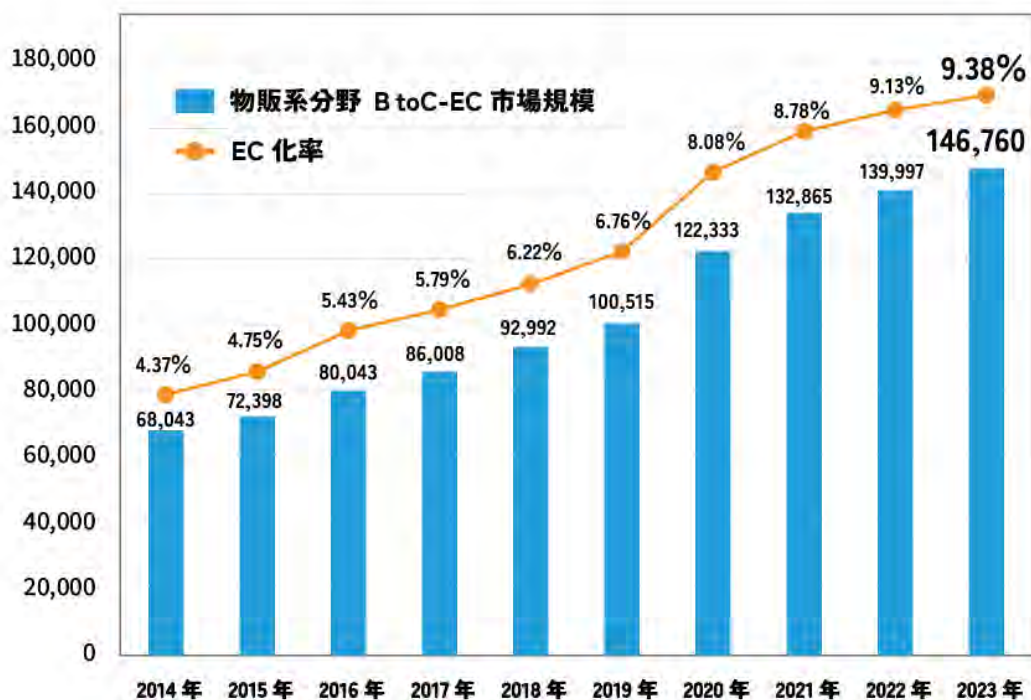
市川町は、令和 4 年に過疎地域に指定されたことに伴い、市川町過疎地域持続的発展計画「産業促進事項」に適合すれば、租税特別措置を受けることができるようになったことで、設備投資等の通常の償却費に償却限度額の上乗せをすることができるため、課税標準額を減少させることができる。交通アクセスの良さと合わせて、このような税制面での優遇措置など積極的に情報発信することで、企業誘致の推進を進め、雇用の創出を図る。

③市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用した EC 事業分野

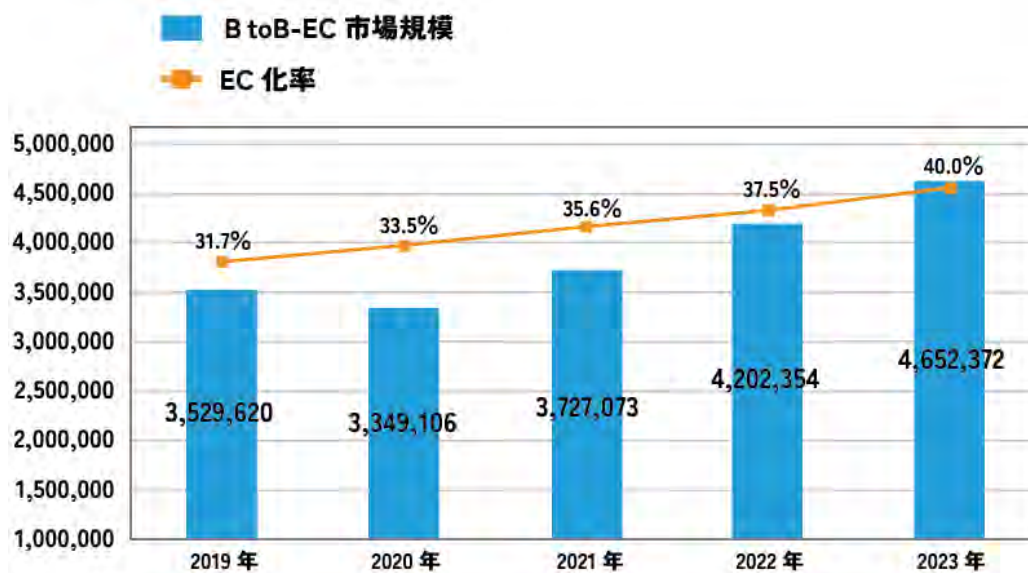
国内の EC 事業者数は年々増加しており、経済産業省の調査結果（令和 5 年度電子商取引に関する市場調査（経済産業省 商務情報政策局 情報経済課））によると、2023 年の日本国内の BtoC の EC 市場規模は約 14.6 兆円、BtoB の EC 市場規模は約 465 兆円と大きな市場になっており、いずれも右肩上がりの成長が続いている。市川町においても本社及び自社倉庫をもつ EC 事業を手掛ける企業があり、年々、売上実績が上がっており、令和 6 年度は 100 億円規模で従業員数も 120 名と町内での雇用者数も増えている。

現在では、EC 事業だけでなく、商品ページの構築にも定評があることから、撮影スタジオを整備して商品撮影をはじめ、ふるさと納税の中間事業（運営代行）を開始するなどの事業を拡大しており、今後もオフィス及び自社倉庫の拡張も予定している。

このような EC 事業は流通関連分野とも深くつながりがあるため、EC 事業を成長させることで、物流企業など広範囲にわたる事業分野の企業誘致を図る。



物販系分野のBtoB EC市場規模及びEC化率の推移（単位：億円）



6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、流通関連分野やものづくり分野、EC 事業分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置

積極的な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の課税免除を行うことにより町内で設備投資が行われるよう促す。

②新しい地方経済・生活環境創生関係施策

新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、①市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用した流通関連分野、②市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用したものづくり分野、③市川町の播但連絡道路、国道の交通・物流インフラを活用した EC 事業分野における設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を推進する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

市川町全域において、インターネットの光ファイバーが整備されており、高速大容量の情報処理が可能な環境にある。この環境を活かし、町ホームページ等で企業のマッチングに向けた情報等の公開など、各種支援策を発信する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

市川町企画政策課に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部署と情報共有した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県、公益財団法人ひょうご産業活性化センター、ひょうご・神戸投資サポートセンター及び町内金融機関と連携し、立地情報の収集と企業訪問等による市川町の産業団地の PR 活動に努める。

②人材確保に向けた支援（人材育成・確保の促進支援）

人材確保に向け、事業者の人材育成・確保を促進する支援体制を構築し、企業への情報提供や制度の整備を検討するなど、事業者の取組を支援する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和7年度	令和8年度～11年度	令和12年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
② 地方創生推進交付金の活用	事業実施		
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公共データ公開	順次公開	順次公開	順次公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
受付窓口	順次窓口開設	運用	運用
【その他】			
① 企業誘致の推進	基本計画同意に併せて実施	運用	運用
② 人材確保に向けた支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、ひょうご・神戸投資サポートセンター及び市川町商工会等の支援機関、町内の金融機関など、地域に存在する支援機関が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、市川町及び兵庫県では、これらの機関に基本計画の内容を周知し、関係支援機関の理解醸成に努める。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①公益財団法人ひょうご産業活性化センター・ひょうご・神戸投資サポートセンター 進出意向のある企業に対して町内事業用地の情報を共有し、市川町と事業者双方の意向を調整し、企業立地の確定までのサポートを行う。</p> <p>②市川町商工会 町内商工業者の振興と経済発展を図るため、「創業支援事業計画」に基づく創業セミナーの窓口を担う他、既存産業の金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導等を行うなど地元企業に密着した経営改善、経営革新等の総合的な支援を行う。</p> <p>③町内金融機関 事業者の立地や投資に関する情報交換を市川町と行い、事業者への事業用地や支援施策情報等を提供することでスムーズな事業化を支援する。また、金融機関のネットワークを活用し、民間事業者による土地造成の可能性に取り組む。</p>

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

市川町では、市川町環境保全条例を定めており、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、将来にわたって自然と調和した生活環境の確保に寄与することを目的としている。新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

さらに環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層高め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺をはじめとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

④地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を装備した自主防犯活動用自動車（青色防犯パトロールカー）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加、協力する。

⑤不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとるとともに、正規に滞

在する外国人が特殊詐欺等に関与したり、口座売買等により犯罪に加担したりすることがないように、必要な教育を実施する。

⑥特殊詐欺被害等の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関する防犯情報を広く住民に提供し、地域における被害防止への機運を醸成する。

特に、コンビニエンスストア等において、電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながらATMを操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺等の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

⑦地域の安全確保

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のために歩道を整備するなど安全対策を図る。なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車場の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

⑧サイバーセキュリティ対策

サイバー犯罪被害に遭わないため、サイバーリテラシーの向上のための機運を醸成するとともに、各種サイバーセキュリティ対策を推進する。

【地域犯罪防止力の向上】

市川町では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、自治会等が自主的に行う防犯カメラ設置に対する補助や主要交差点等への防犯カメラ設置を行っている。また、子どもの登下校時を見守る「見守り隊」や警察、学校等の関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報紙や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進、自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図る。

(3) その他

PDCA体制の整備

市川町地域経済牽引事業評価検討会（仮称）を年1回程度開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画の効果検証と事業と見直し等の検討を実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域内においては、別表とおり農地が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地域では、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域に指定されている農地がある。

【農地・農用地区域】

神崎郡市川町上田中 ※別表

【地区内における公共施設整備の状況】

本区域は、町の東部に位置し、播但連絡道路市川南ICまで約1.2km（約2分）でアクセス

でき交通の利便性が高く、京阪神地域まで約1時間30分で移動可能である。その他、電気、上水道のインフラも整備されている。また、こども園、学校、公民館等の公共施設は周辺に整備されており、今後新たに大規模に公共施設整備を行う予定はない。

【地域内の遊休地の状況等】

市川町には工業団地が4か所存在するが、いずれも全区画が分譲済みであり、隣接する用地はほ場整備済み農地である。

また、町内には宅地化された未利用地がなく、重点促進区域以外の農地についてもほ場整備済み又は整備を予定している区域であることから、工場立地に適した大規模な未利用地は存在しない。

今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、当該遊休地を優先的に活用することとする。

【他計画との調和等】

市川農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、「本町の中心地から姫路市へは約24km離れた位置にあるが、兼業率が高い一方、農家一戸当たり平均耕地面積も54.2aと少ないため、農家所得に占める農業所得の割合は極めて低く大部分を農外所得に依存している。このため、若壮年者のほとんどが姫路市をはじめ他町に通勤している。また本町の遠隔地からの通勤は最も困難な状況であり、このような状況を踏まえ過疎からの脱却のためにも、既存企業の育成と、優良企業誘致によって兼業従事者の安定的な就業の促進と、若年労働者の流出を防ぎ、また農業生産基盤の整備を進めるとともに、観光農林業の推進によって農業従事者が農業活動を十分に行いながら生活の安定を図ることができるように努める。」と記載されている。

また、市川町土地利用計画では、産業地の形成と住環境の維持の推進として、「若者世代の移住やUIJターン等を推進し定住人口の増加を図るためには、積極的な企業誘致や魅力ある住環境の整備が重要で、土地利用の観点から、計画や要望等により産業形成の適地として指定された箇所や住宅整備を進める地域を、地域の活力を生み出すエリアとして設定し、産業の適切な誘導及び住環境の充実を創出することを目指します。」と記載しており、本区域は、産業構想拠点として、「地域・企業等から要望の出ている地域や、播但連絡道路の市川ランプ周辺など、立地条件や土地資源に恵まれた地域を積極的に設定し、地域の人々の暮らしと生産活動のための環境がバランスよく整備された拠点」としており、本区域に産業団地計画を整備することは基本計画と調和が図られたものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、兵庫県及び市川町の担当部局と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には、集团的農地がある。やむを得ず集团的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に使用をきたす事態や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業等の農地流動化に支障をきたすといった事態を避けることとする。

さらに、地域計画の達成に支障を生ずる事態が起きないように配慮し、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、土地改良事業は実施していない。今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後、実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和13年3月31日までとする。